

幼児教育・保育の無償化の安定した運用を求める意見書（案）

政府は、幼児教育・保育の無償化を2019年10月から実施するため、今般、子ども・子育て支援法改正案を閣議決定した。

幼児教育・保育の無償化は、子育て世代の経済的負担を軽減するだけでなく、子供たちの人格形成の基礎が培われる幼児期に、質の高い教育・保育の機会を保障する重要な施策である。

本施策の財政措置については、「教育の無償化に関する国と地方の協議」において、地方側の主張を踏まえた負担割合が示され、国と地方の合意がなされた。

また、幼児教育・保育の質の確保・向上等については、引き続き、国と地方の協議の場に委ねることになっている。

よって、政府においては、協議にあたり、地方の意向を十分に反映させたいうえで、幼児教育・保育の無償化の確実かつ円滑な実施に向け、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 幼児教育・保育の無償化の実施に必要な財源については、地方自治体に過度な負担が生じないよう、国の責任において、適切かつ明確な措置を講じること。
- 2 幼児教育・保育の無償化に伴う更なる保育ニーズ拡大に対応するため、保育士等の人材確保及び処遇改善等を実施すること。
- 3 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施のため、認可外保育施設等に係る質の確保・向上を図るための仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月6日

様

和歌山県議会議長 藤山 将材
(提出者)

坂本 登

長坂 隆司

多田 純一

雑賀 光夫

服部 一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

女性活躍担当大臣

全世代型社会保障改革担当大臣